

職員による不正行為の防止マニュアル

令和6年4月1日
山田町役場財政課

◎はじめに

山田町では、町発注の建設工事の入札に係る予定価格を入札前に事業者に漏えいしたとして元職員が逮捕される官製談合事件が平成 22 年と令和 5 年に発生し、それぞれにおいて町民の信頼を大きく損なう事態となりました。

職員は、町民及び社会全体の奉仕者として、常に公平公正をもって職務に当たらなければなりません。つまり、情報漏えいによる官製談合や贈収賄などの不祥事は今後絶対に起こしてはなりません。そのためには、職員が法令等を遵守し、ルールに沿った手続きや情報の取扱いを行うこと、全体の奉仕者である公務員として求められる倫理観に沿った行動をとることが重要となります。

このたび、職員がとるべき秘密情報に関する取扱い及び倫理観の正しい理解と意識の向上を図り、不正行為の再発を防止することを目的として、このマニュアルを策定しました。

本マニュアルでは、入札に関する秘密情報の取扱いや、公務員として守るべき倫理観について示しています。職員は、この基本を今一度よく理解し、不正行為に絶対に関わらないという強い意志を持つとともに、自身の職務について町民をはじめとした外部の誤解を招くことのないように、適正に職務を執行してください。

次のとおり、職員には、地方公務員法において、秘密を守る義務（守秘義務）が課せられています。また、山田町職員倫理条例において、守るべき倫理行動基準が定められています。

【地方公務員法 一部抜粋】

（信用失墜行為の禁止）

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

【山田町職員倫理条例 一部抜粋】

（職員が遵守すべき倫理原則）

第3条 職員は、町民全体の奉仕者であり、町民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について町民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等町民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正に職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、事業者等及び自己の職務に利害関係のある者（以下「利害関係者」という。）との接触に当たっては、町民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

4 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

5 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

目次

1	山田町の入札事務について	4
2	秘密情報の種類	4
3	秘密情報の取扱いに関する大原則	5
4	秘密情報を漏えいした場合の処罰	5
5	談合について	7
6	秘密情報の漏えい防止	10
7	不当要求行為への対応	10
8	職場としての山田町役場の公益通報制度	11
9	公務員倫理に基づいた行動	13
10	不正行為を起こさせない職場づくり	15

1 山田町の入札事務について

(1) 入札制度改革

本町での入札事務の取扱いは、平成 22 年度までは「指名競争入札」により発注担当課で設計積算、入札執行、契約締結までの一連の事務を全て行っていました。平成 22 年の官製談合事件を受けて入札制度改革を行い、平成 24 年 7 月からは工事の主な入札方法を「条件付一般競争入札」に改めるとともに、条件付一般競争入札の執行事務を発注担当課から分離して財政課が行うこととしています。

(2) 予定価格の事後公表

全国の自治体では、入札の公正性を確保する手段として入札に係る予定価格や最低制限価格の入札前の公表（以下「事前公表」という。）が広く行われていましたが、本町では原則として事前公表は行っていません。

また、国の「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」においては事後公表が推奨されています。その理由としては、事前公表をすると不当に安価な受注をする「ダンピング」を助長することになり、公共工事の品質や安全の確保に支障をきたすことから結果として住民にとって不利益になること並びにダンピングにより受注者が適正な利潤を確保できずに疲弊し、担い手となる技術者及び技能者の育成と確保が困難となることなどが挙げられています。

このことから、本町もその考えに基づき事後公表としています。

2 秘密情報の種類

入札における公正な競争を確保するために、職員が「秘密情報」として扱うべき情報は、以下のものが挙げられます。

これらの情報は、契約締結後に公表されるものであっても、入札前など公表されていない段階では決して漏えいしてはなりません。また、これ以外の情報でも、それを特定の者が知ることにより、入札談合等を行うことが容易になるもので、秘密として管理されているものは同様に漏えいしてはなりません。

(1) 公表前又は非公表の予定価格や最低制限価格

予定価格や最低制限価格は、たとい法令等の規定により将来公表されるものであっても、公表できる状態となるまでは非公表となります。よって、公表されるまでは絶対に漏えいしてはいけません。

例えば、予定価格や最低制限価格について、事業者から「〇〇万円くらいですか」と聞かれた場合に、「そこまでの金額ではない」などと答えることや、ジェスチャーで高低感や規模感を表現することは、明確に答えていない曖昧な対応をしたつもりでも、実際には予定価格や最低制限価格の範囲を示唆したことになります。このような質問には、きっぱりと答えない姿勢で対応しましょう。

(2) 非公表又は公表前の積算資料や設計金額など

公表前の予定価格や最低制限価格、それにつながる金額を類推できる積算資料や設計金額等、外部に非公表の内部資料を漏らしてはいけません。

(3) 公表されていない評価基準など

公表されていないプロポーザル方式の発注における評価基準などについて漏えいしてはいけません。

(4) 公表されていない発注予定情報

後に公表されることになる情報であっても、公表されていない段階では漏えいしてはなりません。一部の事業者のみが公表前に発注予定情報を知り得ることは、積算の準備等において有利な立場に立つことになり、公正な競争となりません。

発注予定情報は、(1)から(3)の他に以下の情報が該当します。

工事（業務）名称、工事（業務）概要、発注（入札）時期、入札方式、入札参加資格要件、設計内容、仕様など
--

(5) 公表されていない入札参加者に関する情報

入札参加者名、参加者数、特定の事業者の参加の有無、J V（共同企業体）の構成員の組み合わせなども、公表されるまでは秘密情報に該当します。

3 秘密情報の取扱いに関する大原則

不正行為を働く事業者等は、秘密情報を得ようとあらゆる手段で職員に近づいてきます。このことから、職員には、事業者等からのあらゆる不正行為・不当要求行為に対して毅然とした態度で臨むことが求められます。そのためには、普段から「何もやましいことがない」よう、「弱みを握られることがない」よう、法令遵守を徹底しましょう。

このために、秘密情報の取扱いに当たっては、次の大原則を守ってください。

公表されるまでは秘密にすること。

公表されていること以外のことは秘密にすること。

4 秘密情報を漏えいした場合の処罰

冒頭にあるとおり、職員（地方公務員）には地方公務員法第 34 条の規定により、入札・契約情報に限らず職務上知り得た秘密を守る義務（守秘義務）が課せられています。

守秘義務は、公務員が仕事をする上で極めて基本的かつ重要な原則です。常にこれを意識して職務に当たってください。また、守秘義務は勤務時間外及び退職後において

ても及ぶこととなりますので、この点にも注意しましょう。

守秘義務を違反した場合には、地方公務員法第 60 条で罰則が規定されています。

【地方公務員法 一部抜粋】

(罰則)

第 60 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 省略
- (2) 第 34 条第 1 項又は第 2 項の規定（第 9 条の 2 第 12 項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者
- (3)～(8) 省略

5 談合について

「談合」は、事前に受注予定者や入札価格を調整する等により、入札における競争性を無くす行為であり、独占禁止法上の「不当な取引制限」に当たるとともに、同法で禁止されている行為となります。つまり、犯罪行為です。

談合があった場合は、請負率（契約額÷設計額）が高くなる傾向にあり、結果的に税金を非効率に使われてしまうこととなります。すなわち、談合は公正かつ自由な競争を通じてより良いものをより少ない支出で調達しようとする入札制度そのものを否定する行為であり、公共の利益を損ねることとなります。

【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法） 一部抜粋】

第2条

6 この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第8条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- (1) 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- (2)～(5) 省略

(1) 職員が談合に関与しないために

国や地方公共団体等の職員が談合に関与する、いわゆる「官製談合」は、本町で過去に2度発生しているだけでなく、県内他自治体でも発生しており、全国的にも後を絶ちません。官製談合については、官製談合防止法により職員に対する罰則等が規定されています。

また、官製談合は、関わった職員個人の刑事責任だけでなく、自治体に対する住民の信頼を大きく損なわせることになり、行政運営に非常に大きな支障を生じさせることとなります。

職員には、どのような理由があろうとも談合に関与しないという強い姿勢を持って職務に当たることが求められます。

【入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法） 一部抜粋】

第2条

4 この法律において「入札談合等」とは、国、地方公共団体又は特定法人（以下「国等」という。）が入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法（以下「入

札等」という。)により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為をいう。

(2) 入札談合等関与行為

「入札談合等関与行為」とは、職員が事業者側の談合（独占禁止法違反）に関与する行為のことで、官製談合防止法第 2 条第 5 項において 4 類型が示されています。職員は、これらに当てはまる行為をしてはなりません。

【入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法） 一部抜粋】

第 2 条

5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。

例)

- ・ 事業者ごとの年間受注目標額を提示し、事業者にその目標を達成するよう調整を指示する。

(2) 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することで、その他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、または示唆すること。

例)

- ・ 受注者の指名
- ・ 受注希望者を示唆する。

(3) 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合を行うことが容易となる情報であって、秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

例)

- ・ 予定価格の漏えい
- ・ 事業者からの設計価格に関する質問に、実際の設計価格が高額（または低額）であることを教示する。

(4) 特定の入札談合に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示もしくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその方

法により、入札談合等を^{ほうじょ}幫助すること。

例)

- ・ 談合を思いどおりに進めたいと考える事業者側からの依頼による、特定の業者の指名外し。

(3) 職員による入札妨害

官製談合防止法第8条の規定により、職員が入札等による契約の締結に関し、その職務に反し、入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、刑事事件として警察に捜査され、処罰されることとなります。この規定における「入札等の公正を害すべき行為」は、(2)の4類型に当てはまらない行為でも適用されることとなります。

また、入札等の公正を害すべき行為は、刑法においても「公契約関係競売等妨害罪」として刑罰の対象となります。

どのような理由があろうとも、談合に関わることは犯罪であり、絶対に許されることではありません。

【入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法） 一部抜粋】

第8条 発注機関の職員が、発注機関が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、談合を唆すこと、予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

【刑法 一部抜粋】

(公契約関係競売等妨害)

第96条の6 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

6 秘密情報の漏えい防止

秘密情報を漏えいしてしまわないために、普段の職務や生活において秘密情報を口外しないことのほかにも、次のことを常日頃から心がけましょう。

- (1) みだりに秘密情報が第三者の目につくような保管状況とならないようにしましょう。そのために、秘密情報が入った起案文書は机の上や文書棚に放置せずに担当者が自ら持ち回って回覧する、外勤時や終業後は鍵付きのロッカーに保管するなどの基本的な保秘対応を改めて徹底しましょう。
- (2) 入札資料等の秘密情報の作成・取扱期間中は、無断での第三者の事務室への入室を禁止するなど、秘密情報を盗み見られることによる情報漏えいを防ぎましょう。
- (3) たとえ急用や休日であっても、私用の携帯電話を使って業者と連絡をとってはいけません。携帯電話同士での連絡を続けると、業者との癒着関係ができあがることにより情報漏えい等の不正行為のきっかけとなるだけでなく、職務全体に対して町民から疑いの目が向けられることとなります。災害時又は事故発生時などの緊急の場合を除く、それ以外の業務上の連絡は全て「業務時間内に職場の固定電話から」行ってください。
- (4) 担当業務がチーム又は係内での連携がとれていない状態だと、事務処理ミスが発生しやすくなるだけでなく、ここから予期しない情報漏えいにつながっていくおそれがあります。これを未然に防ぐために、チーム又は係内で職員が相互に事務のチェックやフォローをしあえる体制を構築していきましょう。

7 不当要求行為への対応

談合等の不正行為に巻き込まれないためには、秘密情報の漏えいを職員が自ら防ぐことに加え、事業者等、国会議員、地方議会議員、自治体の長、行政機関の現・元職員等の全ての者による通常の営業・要望・提言の範囲を超えた「不当要求行為」に応じないことも重要なこととなります。

不当要求行為への対応に当たっては、担当職員一人だけで抱え込まずに上司や同僚とも情報共有し、組織全体で対応する姿勢をとることが重要です。そのために、お互いの仕事をフォローしあえる体制を常に整えておきましょう。

万が一、不当要求行為を受けた場合は、断固として応じず、可能な限り複数人で対応するとともにその内容を記録し、所属課の課長に報告してください。

不当要求行為には、以下のものが挙げられます。これらに当てはまる言動があった場合は、会話の流れでうっかり秘密情報を漏らすことがないように、毅然とした対応をとりましょう。

【入札及び契約手続き等に係る不当要求行為等対応実施マニュアル 一部抜粋】

3 不当要求行為の具体例

不当要求行為には、次のような行為が該当すると考えられる。

- (1) 特定の者を競争入札へ参加させること又は参加させないことを依頼する行為
- (2) 特定の者に受注させること又は受注させないことを依頼する行為
- (3) 特定の者に有利又は不利となる発注方法又は入札参加資格要件の選定を促す行為
- (4) 公表の対象となる発注に関する情報を入札執行前に聞き出そうとする行為
 - ア 町営建設工事又は建設関連業務に係る競争入札の参加者を入札執行前に聞き出そうとする行為
 - イ 町営建設工事又は建設関連業務の予定価格、最低制限価格等を入札執行前に聞き出そうとする行為
- (5) 非公表の発注に関する情報を聞き出そうとする行為
 - ア 物品購入等に係る競争入札の参加者を聞き出そうとする行為
 - イ 物品購入等の予定価格等を聞き出そうとする行為
- (6) その他特定の者への利益又は不利益の誘導につながるおそれのある行為
 - ア 秘密とされている情報又は資料を特定の者に対して漏えいするよう要求する行為
 - イ 下請事業者の選定に関して、元請事業者に対する指導を要求する行為
 - ウ 契約内容等の変更協議において、不当な便宜を図ることを要求する行為
 - エ 特定の事業者の製品のみが適合する仕様書を作成するよう要求する行為

8 職場としての山田町役場の公益通報制度

職場としての山田町役場における「公益通報（いわゆる内部告発）制度」については、公益通報者保護法に基づき山田町公益通報処理要綱が定められており、「職場内の不正行為及び倫理違反」について通報・相談する窓口が総務課に置かれています。また、このほかの公益通報窓口としては、公益通報の内容に関する法令を所管する行政機関又は報道機関等も当てはまります。

(1) 通報者の保護

公益通報の通報者（職員個人）に対しては、職場からの懲戒処分や降格、不自然な人事異動などの不利益な取扱いを受けることがないように、公益通報者保護法及び山田町公益通報処理要綱により保護されます。

入札談合以外にも、犯罪行為又は過料の対象となる不正行為が職場内であった場合は、早期に関係窓口へ通報し、不正行為を止めさせることが重要です。このような行為を発見したときは、ちゅうちょせず上司や通報窓口へ相談しましょう。相談を受けた上司や同僚も、相談してきた職員の声に耳を傾け、不正行為を排除するための適切な対応を行いましょ。

(2) 入札談合情報の報告

入札談合に関する情報を得た（他の職員の不正行為を発見した、外部から談合情報についての通報があった等）場合は、山田町営建設工事等入札談合情報対応基準に基づき、談合情報調書を作成し山田町営建設工事等公正入札調査委員会（窓口：財政課）に報告してください。

9 公務員倫理に基づいた行動

(1) 山田町職員倫理条例による禁止事項

職員は、職務上の利害関係者から山田町職員倫理条例施行規則第4条で規定されている行為を受けることが禁止されています。なお、同規則第5条の規定により一部例外がありますが、たといこれらに該当するものであっても、町民をはじめとした第三者から疑念を持たれることがない行動を心がけましょう。

【山田町職員倫理条例施行規則 一部抜粋】

第3条 条例第3条第3項に規定する利害関係者の範囲は、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等及び山田町行政手続条例（平成8年山田町条例第15号）第2条第4項に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等（条例第2条第1項第3号に規定する事業者等及び同条第2項の規定により事業者等とみなされる者をいう。以下同じ。）、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（同項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- (2) 補助金等（町が相当の反対給付を受けずに交付する補助金、利子補給金その他の給付金をいう。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等又は特定個人、当該契約の申込みをしている事業者等又は特定個人及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

第4条 条例第4条に規定する職員の禁止行為で規則に定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品若しくは不動産の貸付け又は役務の提供を受けること。
- (4) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。

- (5) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (6) 利害関係者と共に適正な対価を支払わないで飲食をすること。
- (7) 利害関係者と共に遊技又は旅行をすること。
- (8) 利害関係者に該当しない事業者等から、飲食等のもてなしを繰り返し受けること等社会通念上相当と認められる程度を超える便宜又は財産上の利益の提供を受けること。
- (9) 利害関係者に、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

第5条 職員は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から次に掲げるものの贈与を受けること。

ア 職員自らが主催する冠婚葬祭その他の社会慣習上行われる慶事又は弔事において受領する通常一般の社交の範囲内の祝儀、香典又は供花その他これらに類するもの

イ 広く一般に配布するための宣伝用物品又は記念品

ウ 多数の者が出席する式典、総会その他の催物（これに引き続き行われる飲食を伴うパーティーその他の会合を含む。以下同じ。）において贈呈される記念品

- (2) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。)
- (4) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (5) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。
- (6) 職務として利害関係者と共に旅行をすること。

2 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する町民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条の規定にかかわらず、同条第1項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

(2) 山田町職員倫理条例を踏まえた行動

(1)の規定を踏まえ、職員は、事業者等の対応をする際には以下のことを心がけましょう。

ア 事業者等と面会をする際は、原則として受付カウンター等の開けた場所で複数人で対応するようにしましょう。やむを得ない事情により会議室等で単独で対応する場合は、周りの職員に自身の所在を伝えてから対応しましょう。

イ 勤務時間外及び閉庁日には、緊急時を除き、原則として事業者等の対応は行わないようにしましょう。

ウ 事業者等との打ち合わせ等の際は、社会一般の接遇として容認される湯茶の程度を超えた飲食の提供を受けないでください。

エ 現場等に出向く際は、交通事情が悪い等の特段やむを得ない事情がない限りは事業者等が手配する車を安易に利用しないでください。

オ 事業者等が突然自宅を訪ねてきたときや、金銭や贈答品の提供等を申し出てきたときは、その場で断る毅然とした対応をしてください。留守の場合でも家族が誤って受け取ることをないように、あらかじめ説明しておきましょう。

10 不正行為を起こさせない職場づくり

不正行為を起こさせない職場環境を整えるため、次のことを推進しましょう。

- (1) 職員が知らずに不正行為に関わってしまうことを防止するため、個人単位でなく組織単位で仕事をするようにしましょう。そのためには、職員間のコミュニケーションの確保のために報告・連絡・相談を密に行い、「誰が何をしているのか」「個々が抱えている課題は何か」を共有し、判断や決定を担当者一人に任せきりにしないようにしましょう。また、周りの状況を他人事として「自分には関係ない」という姿勢でいるのではなく、自らもチーム・係の一員であるとの自覚を持ち、積極的かつ相互にチェック機能を働かせましょう。
- (2) 盗み見を防止するために、秘密情報の取扱場所と打ち合わせスペースを離すなどの対策を行い、執務環境を改善しましょう。
- (3) 知らないうちに不正行為に関与してしまわないために、正しい法令知識を身につけ、適正な職務執行を職場全体で促進しましょう。

◎終わりに

本町での過去2度の官製談合事件はいずれも、守るべき秘密を職員が自ら漏らしたために起こったものでした。改めて、職員の適正な職務の在り方が求められています。

入札・契約事務に携わっていない、他の職員の仕事だからといった理由で、「このマニュアルの内容は自分には無関係だ」という先入観は捨てましょう。その上で、どのような仕事であっても、このマニュアルに記載していることを意識すること並びに自らが山田町の代表として業務に当たっているという認識を持って職務を行うことが、新たな不正行為事件の発生を防ぐものと考えます。

今一度、公務員は住民、社会の奉仕者であるという原点に立ち返り、法令遵守を徹底するとともに、日々の業務を公平、正確かつ適正に進めましょう。